

Tokyo Accounting Workshop  
2017年10月21日(土)  
東京大学経済学研究科学術交流棟

# 非支配株主との取引の再検討

跡見学園女子大学 山下 奨  
yamashita@atomi.ac.jp

1

## 目次

---

- ▶ 1 はじめに
- ▶ 2 非支配株主との取引と経済的単一体説
- ▶ 3 子会社株式の追加取得の再検討
- ▶ 4 子会社株式の一部売却の再検討
- ▶ 5 おわりに

# 1 はじめに

- ▶ 2001年から開始された米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) の共同でのコンバージェンスプロジェクト「企業結合プロジェクト」(フェーズ2)の成果
    - ▶ 企業結合会計基準の改訂版と合わせて**連結会計基準の改訂版**
    - ▶ FASBから2007年12月公表の財務会計基準書 (SFAS) 第160号「連結財務諸表における非支配持分」(FASB 2007)
      - ▶ FASB会計基準コード化体系 (FASB-ASC) Topic 810「連結」に引き継ぎ
    - ▶ IASBから2008年1月公表の国際会計基準 (IAS) 改訂第27号「連結及び個別財務諸表」(IASB 2008)
      - ▶ 国際財務報告基準 (IFRS) 第10号「連結財務諸表」(IASB 2011)に引き継ぎ
  - ▶ 日本でも、この論点等に対応し、2013年9月に企業会計基準委員会 (ASBJ) から連結会計基準の改訂版公表
    - ▶ **改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」**
  - ▶ <sup>3</sup> (企業会計基準委員会 2013) (2013年改正連結会計基準)
- 
- ▶ 非支配株主との取引→子会社株式の追加取得及び一部売却等 (28-30-2項)
    - ▶ 追加取得 (たとえば、60%→80%)
    - ▶ 一部売却 (たとえば、80%→60%)
    - ▶ 時価発行増資等 (持分比率の変動ありの場合)
      - ▶ いずれも2013 (平成25) 年改正論点
  - ▶ 2013 (平成25) 年改正会計基準の適用時期 (44-5項)
    - ▶ **2015 (平成27) 年4月1日以後**開始する連結会計年度の期首から適用
      - ▶ **表示方法に係る事項を除き、2014 (平成26) 年4月1日以後**開始する連結会計年度の期首から**適用できる**
  - ▶ <sup>4</sup> □ 同時に改正された企業結合会計基準及び事業分離等会計基準についても同時に適用する必要あり

- ▶ 2013(平成25)年改正連結会計基準(51-2項)
  - ▶ 2013(平成25)年改正会計基準では、**非支配株主との取引によって生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余金**とした(28-30項参照)
    - **国際的な会計基準**と同様に会計処理を行うことにより、**比較可能性の向上**を図るべき
    - **ただし、我が国において重視されている親会社株主の視点**からは、**国際的な会計基準と同様の会計処理を行うこと**を導き出すことは必ずしも容易ではない
- ▶ 現行基準では、親会社説と経済的単一体説が混在(山地 2013)
  - ▶ **のれんの測定、非支配株主持分の表示等は親会社説**

▶ 5

- ▶ 次のような指摘に対して最も簡潔に対応する方法が、**損益を計上する取引の範囲を狭める**ことであるとも考えられた(51-2項)
  - ▶ (1) 連結**子会社**による当該連結子会社の**自己株式の取得と処分**又は非支配株主への**第三者割当増資**が繰り返された場合、親会社の投資に生じている評価益のうち、持分比率が上がった部分は**のれん**に計上され、持分比率が下がった部分は**損益**に計上されることが実務上起き得る
  - ▶ (2) 連結財務諸表上、支配獲得時に子会社の資産及び負債を全面的に評価替えしている限り、自社の株式を対価とする**追加取得**では、その前後において資産及び負債に変化はないが、追加的な**のれん**が計上され、当該のれんの**償却**が**その後の利益に影響**する
  - ▶ (3) 子会社の**時価発行増資等**に伴い生ずる親会社の持分変動差額は、**損益**として処理することを原則とするが、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、**利益剰余金に直接加減**することができる**とされている**

▶ 6

## 【例示】非支配株主との取引の会計処理（追加取得の例）

- ▶ 借方差額が生じる場合（追加取得持分<追加投資額）
- ▶ 【2008年連結会計基準（親会社説）】連結修正仕訳

（借方） **少数株主持分** 80 （貸方） S 社 株 式 100

**のれん** 20

損益取引（事後に費用処理される）

- ▶ 【2013年改正会計基準（経済的単一体説）】連結修正仕訳

（借方） **非支配株主持分** 80 （貸方） S 社 株 式 100

**資本剰余金** 20

資本取引（直接、株主資本の増減をもたらす）

▶ 7

## 【問題意識1】非支配株主との取引と連結基礎概念

- ▶ 改正基準の問題点：**連結基礎概念**との不整合（山地 2014等） 図表1 のれんの会計方法と非支配株主との取引

		非支配株主との取引	
		損益取引 （親会社説）	資本取引 （経済的単一体説）
のれんの 会計 方法	購入のれん方式 （親会社説）	旧連結基準	改正連結基準／ IFRS第3号（選択）
	全部のれん方式 （経済的単一体説）		米国基準／ IFRS第3号（選択）

- ▶ 連結基礎概念からは、**購入のれん方式**と**資本取引**の組み合わせを合理的に説明するのは難しい
  - 経済的単一体説→全部のれん方式、資本取引
  - 親会社説（および親会社拡張説）→**購入のれん方式**、損益取引
- ▶ 8
  - どちらを優先するのか、折衷は可能か、説明しうる理論はあるか

## 【問題意識2】 非支配株主との取引とのれんの計上範囲

- ▶ のれんの計上範囲(会計方法)と非支配株主との取引の性質(川本 2013、大雄 2015など)
  - ▶ ①購入のれん方式と資本取引の組み合わせでは、**資本剰余金**、ひいては**株主資本**(資本)が(著しく)**変動**しやすい
    - ROE、自己資本比率等の財務比率への影響が出やすい
  - ▶ ②資本取引とする場合、全部のれん方式と購入のれん方式といった会計方法の違いによって、差額の**帰属先**が変わり、**資本と利益の区分**に影響する
    - **全部のれん方式**では、追加取得の場合にはのれんの費用処理(IFRS等では減損処理のみ)を通して、差額は**利益剰余金**に
    - **購入のれん方式**では、差額は**資本剰余金**に
  - ▶ 差額を資本剰余金ではなく**その他の包括利益(OCI)**にする案も(大雄 2015)

▶ 9

## 【目的】 非支配株主との取引の再検討

- ▶ 本研究の問題意識
  - ▶ 非支配株主との取引を資本取引とすることでコンバージェンスがなされているが、非支配株主との取引は**資本取引**なのか？ **損益取引**なのか？
  - ▶ 現行基準では、連結基礎概念、とりわけ資本取引と整合的な「**経済的単一体説**」がどのように扱われているのか？
  - ▶ **具体的な非支配株主との取引**(追加取得、一部売却、時価発行増資等、子会社の自己株式取得・処分)における問題点は何か？その解決方法は何か？
- ▶ 本研究の目的
  - ▶ このような問題意識のもと、非支配株主との取引の会計処理について、包括的に再検討すること
    - ▶ 今回は追加取得と一部売却に焦点

▶ 10

## 2 非支配株主との取引と経済的単一体説

### ▶ 経済的単一体説

- ▶ FASB(1991)の**経済的単一体概念**やBaxter and Spinney(1975)の**実体概念**に対応するものとして同様に扱う
- ▶ **単一の経営者によって企業集団全体が支配**されている点を強調する考え方であり、連結財務諸表は単一の集団として事業活動を営んでいる法的事業体の集合体(すなわち親会社およびその子会社)について情報を提供しようとするもので、企業集団を構成するさまざまな事業体の資産、負債、収益、費用、利得および損失が、連結事業体の資産、負債、収益、費用、利得および損失となる(FASB 1991, 63項)
- ▶ すべての子会社が完全所有の子会社である場合を除いて、連結事業体の純資産は、**支配持分と非支配持分とに区分**されるが、**支配持分と非支配持分はどちらも連結事業体の所有者集団を構成**する(FASB 1991, 63項)

- ▶ 11 ▶ ある意味で持分にも積極的な意義が示されているといえる

### ▶ 経済的単一体説と会計処理等の関係

- ▶ 連結基礎概念と会計処理等の関係は、多くの文献で示されている(Baxter and Spinney 1975; FASB 1991; 川本 2011; 黒川 1998; 桜井 2008; 高須 1998; 山地 2014等)

図表2 経済的単一体説に基づく会計処理の例

	経済的単一体説
連結範囲の決定	支配力基準
少数株主持分の表示	資本(株主持分)
少数株主に帰属する利益の表示	純利益の内訳項目
未実現利益の消去方法	ダウン・ストリーム:全額消去・親会社負担方式 アップ・ストリーム:全額消去・持分比率負担方式
子会社の資産・負債の評価	全面時価評価法
のれんの測定	全部のれん方式
支配獲得後の持分の変動	資本取引とみなされ、損益は認識されない。

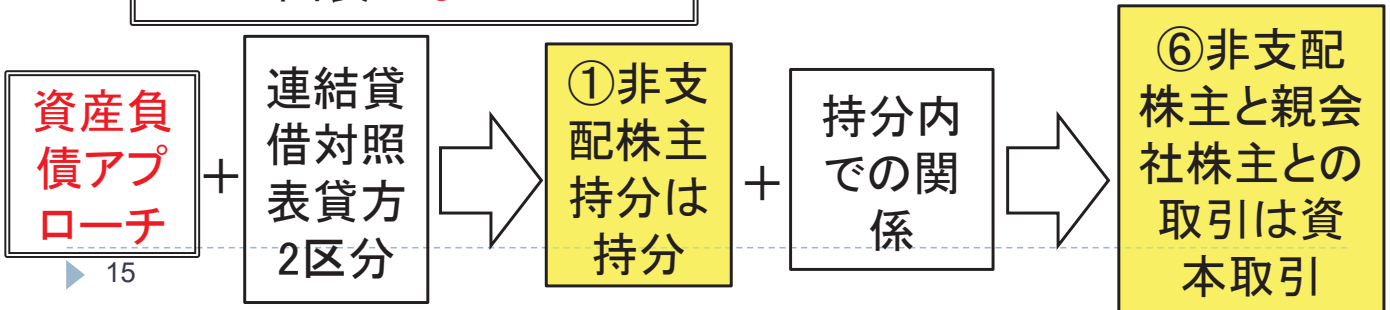


- ▶ 2013年改正連結会計基準における支配獲得後の非支配株主との取引(親会社による子会社の支配が継続する場合)
  - ▶ 損益取引ではなく、**資本取引**とする(28-30項、53-2項)
    - ▶ 従来<sup>13</sup>の会計処理方法による実務上の課題に対して最も簡潔に対応する方法が損益取引の範囲を狭めることであるとも考えられたため(51-2項)
  - ▶ 子会社株式の追加取得において、**追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は資本剰余金**とする(28項)
  - ▶ 子会社株式の一部売却において、売却による親会社の持分の減少額と売却価額との間に生じた差額は**資本剰余金**とする(29項)
    - ▶ 支配獲得時に計上したのれんの未償却額を減額しない
  - ▶ これらの規定はおおむねIFRS第10号等と同様
    - ▶ IFRSでは、単に資本の増減を規定(資本剰余金に限らない)
- ▶ 先行研究:この取引は、親会社説からは損益取引とみなされ、<sup>13</sup>経済的単一体説からは資本取引とみなされる

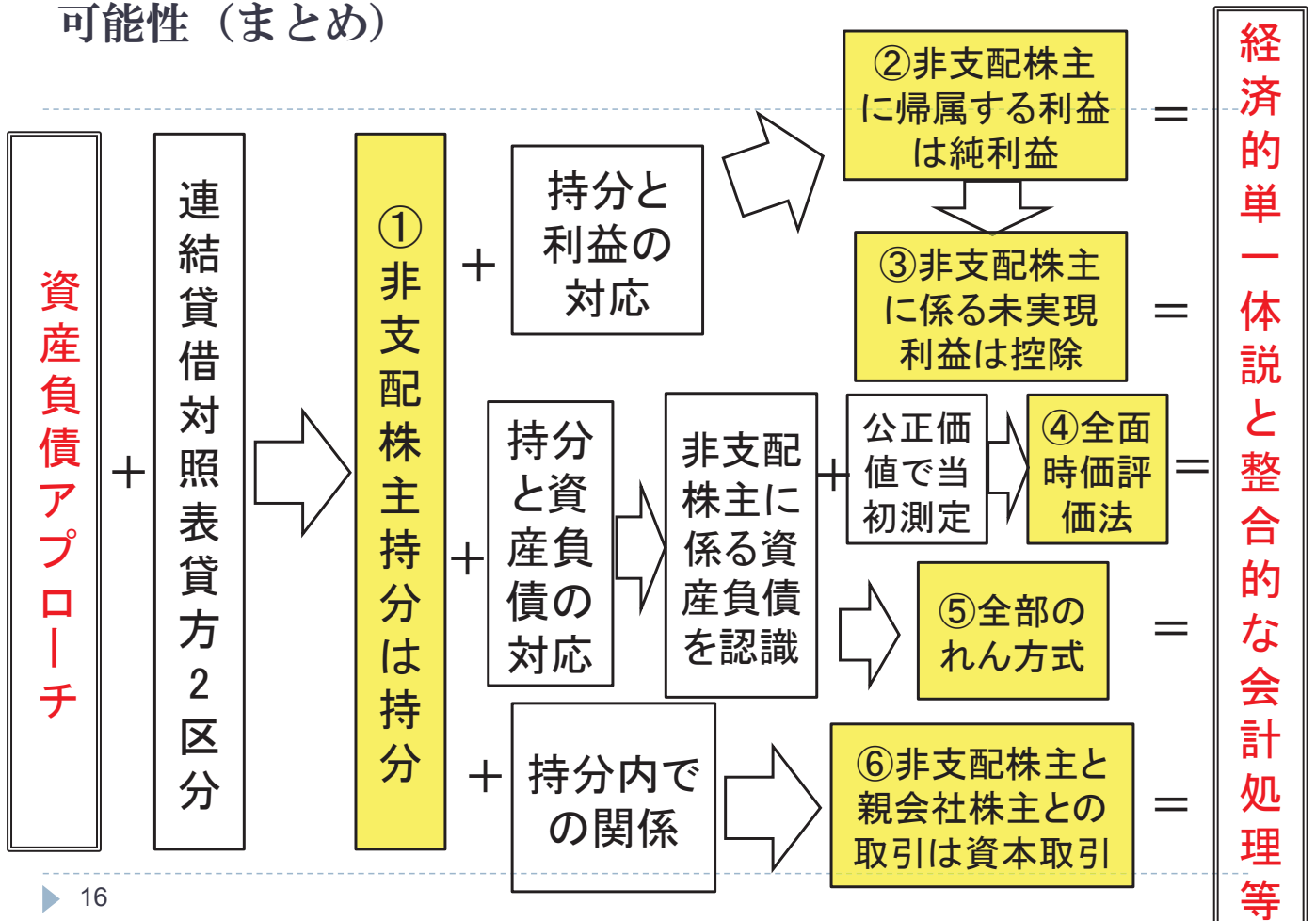
- ▶ たとえば、連結基礎概念に基づいて説明されることが多い子会社における**非支配株主持分**(non-controlling interest)の連結貸借対照表における区分
  - ▶ 結論の根拠では、**負債の定義を満たさないため持分である**とされているのみで、**経済的単一体説**という文言はまったく示されていない(IASB 2011, BCZ157-BCZ159項等)
    - ▶ 資産負債アプローチ:概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素について、利益等よりも相対的に抽象度の低い資産や負債の定義を先に決める方法(斎藤 2013, 44)
- ▶ FASBやIASBは、その基準開発において**経済的単一体説**に基づく検討を行っていないと指摘されるとおり(向 2008, 31)

- ▶ 支配獲得後の所有者持分の変動(親会社株主と非支配株主との取引)(山下 2017b)
  - ▶ 同じ持分を有することから、親会社株主と非支配株主との取引である追加取得や一部売却等は、**資本取引**となりうる
    - ▶ 米国基準、IFRS、日本基準では、資本取引として扱うよう改正
  - ▶ ただし、日本基準のように親会社持分(株主資本)と非支配株主持分を別の区分とする場合、両者が同質であることは自明ではないため、両者間の取引を資本取引としてよいかは検討の余地

図表3 まとめ



図表4 資産負債アプローチによる経済的単一体説の代替可能性 (まとめ)





- ▶ **非支配株主持分に関連する会計処理等に関する資産負債アプローチによる経済的単一体説の代替可能性**
  - ▶ 資産負債アプローチといくつかの前提等を組み合わせることによって、経済的単一体説と統合的な非支配株主持分に関連する会計処理等が導かれうる→資産負債アプローチだけでは、経済的単一体説を代替することはできないが、**他の前提と結びつくこと**で、経済的単一体説を**代替する可能性**がある
- ▶ **【示唆1】資産負債アプローチと連結貸借対照表貸方2区分の前提によって非支配株主持分が持分に区分されることがその他の会計処理等を決定する重要な始点となっている**
  - ▶ 非支配株主持分の持分への区分は、持分と利益の対応関係、持分と資産負債の対応関係、および持分内での関係という一般的な前提と結びついて、経済的単一体説と統合的な非支配株主持
- ▶ **17 分に関連する会計処理等を導きうる**

- ▶ **【示唆2】基準設定上の経済的単一体説の位置づけ**
  - ▶ 先に挙げた経済的単一体説と統合的な会計処理等は、まさに現行の米国基準やIFRSで規定されているとおりのもの→**米国基準やIFRSの連結基準は暗黙裡に経済的単一体説に基づいている**といえる
  - ▶ 言い換えれば、現行の米国基準やIFRSでは**経済的単一体説**という用語は明示的に用いられていないものの、**経済的単一体説の考え方は、排除されているというよりもむしろ議論を避けながらほぼ全面的に採用されている**ということができる

- ▶ 【示唆3】非支配株主持分の持分への区分の意味
  - ▶ 基準設定上、連結基礎概念の観点を用いないとした場合、結果的に他への影響が大きい連結貸借対照表貸方2区分の前提が、最も大きな議論の焦点となりうる
  - ▶ 連結貸借対照表貸方2区分の前提は、親会社持分と非支配株主持分を同様に扱うことまで意味しているか疑問→再検討の余地
  - ▶ 連結貸借対照表貸方2区分の前提のもと、持分をさらに区分する場合(実質的に3区分)の会計処理等の再検討の余地
    - ▶ 日本基準では、連結貸借対照表貸方が実質的に3区分とされているものの、2013年改正連結会計基準の規定によって、持分の範囲、資本取引の取扱いについて、揺らぎが出てきている
      - たとえば、親会社株主持分(株主資本)と非支配株主持分は同様に扱ってよいのか?
      - 3区分の表示と資本取引の取扱いが矛盾している可能性

▶ 19

### 3 子会社株式の追加取得の再検討

- ▶ 子会社株式の追加取得(28項)
  - ▶ 【平成25年改正会計基準】子会社株式(子会社出資金を含む)を追加取得した場合には、追加取得した株式(出資金を含む)に対応する持分を非支配株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分(以下「追加取得持分」という)を追加投資額と相殺消去する。追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、資本剰余金とする
    - ▶ 追加取得持分及び減額する非支配株主持分は、追加取得日における非支配株主持分の額により計算する(注8)

▶ 20

- ▶ 【平成20年連結会計基準】子会社株式(子会社出資金を含む)を追加取得した場合には、追加取得した株式(出資金を含む)に対応する持分を少数株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分(「追加取得持分」)を追加投資額と相殺消去する。追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、のれん(又は負ののれん)として処理する
  - ▶ 追加取得持分及び減額する少数株主持分は、追加取得日における少数株主持分の額により計算する
  - ▶ 子会社株式の追加取得の結果、負ののれんが生じると見込まれる場合でも、企業結合会計基準33項(1)に定める処理は行わず、当該差額が生じた事業年度の利益として処理(注8)

▶ 21

- ▶ 追加取得持分(非支配株主持分) < 追加投資額(子会社株式)
  - ▶ 【平成25年改正会計基準】連結修正仕訳

(借方)	非支配株主持分	80	(貸方)	S社株式	100
	資本剰余金	20			

- ▶ 【平成20年連結会計基準】連結修正仕訳

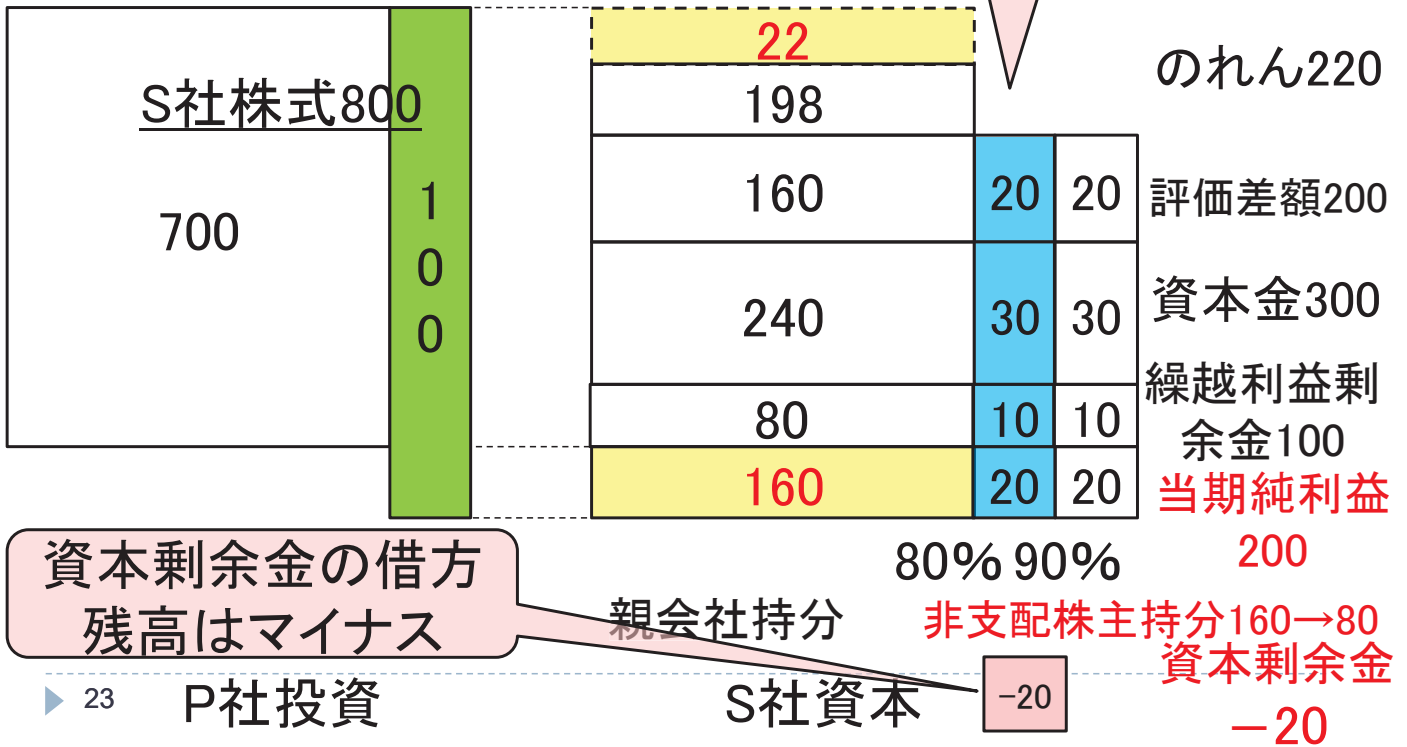
(借方)	少数株主持分	80	(貸方)	S社株式	100
	のれん	20			

▶ 22

平成25年改正会計基準のイメージ図

追加取得分ののれんが発生せず

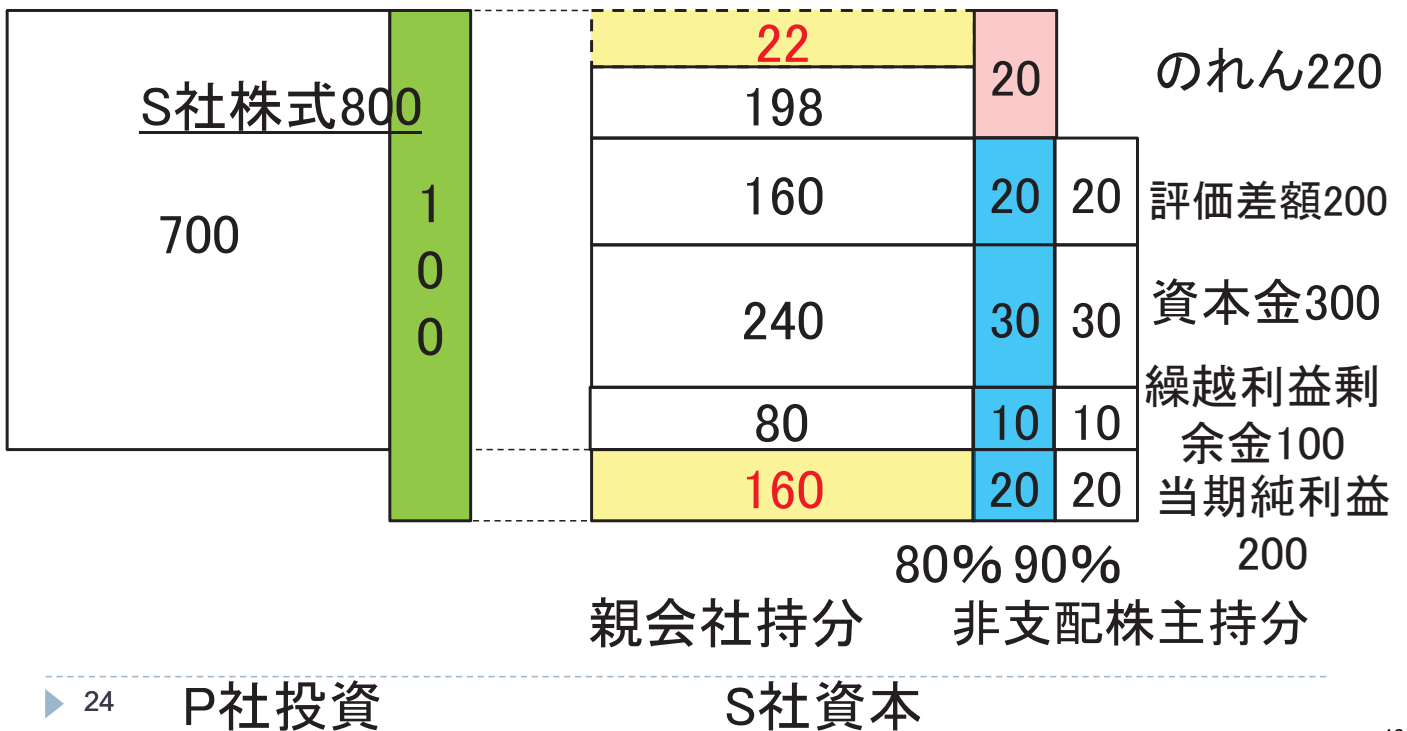
▶ P社投資 (S社株式) と S社資本の関連図



平成20年連結会計基準のイメージ図

追加取得分ののれんが発生

▶ P社投資 (S社株式) と S社資本の関連図

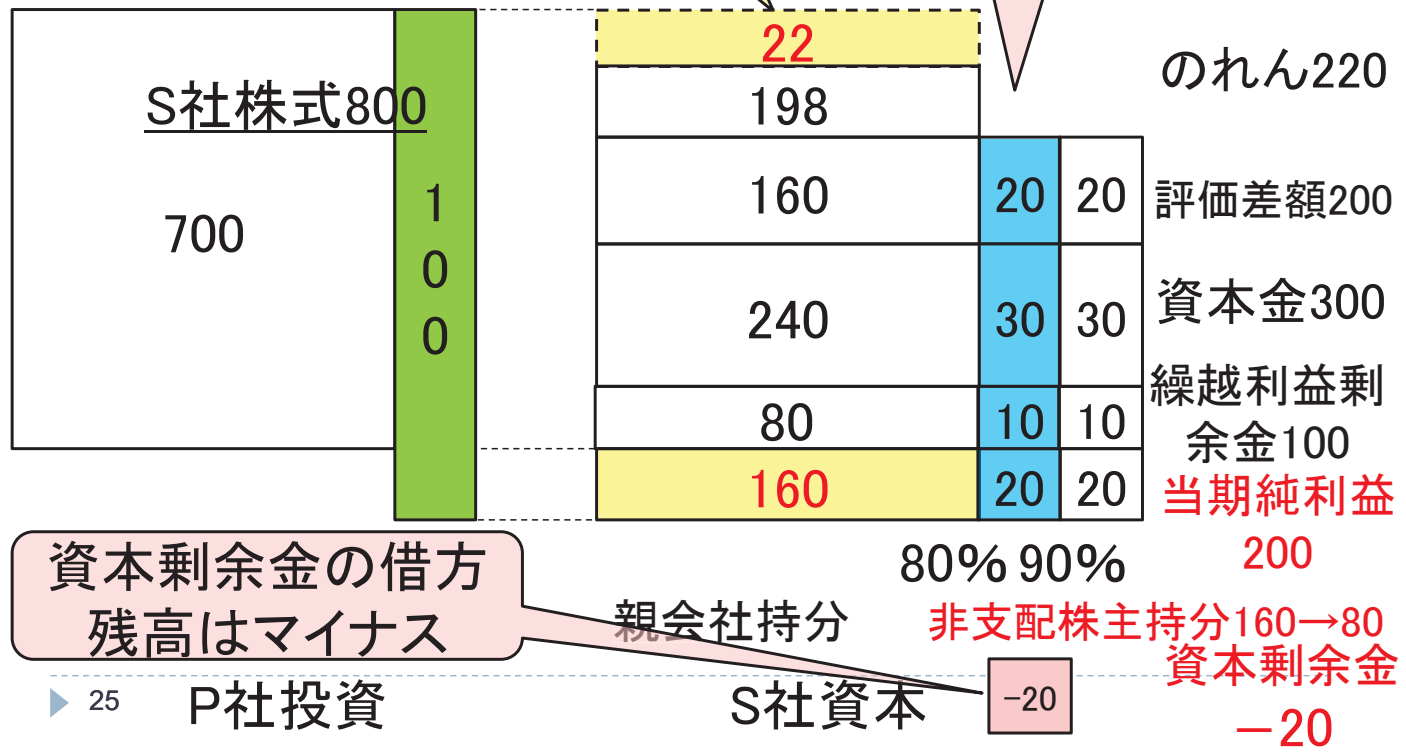


のれん償却額(のれんの減少)

追加取得分ののれんが発生せず

設例1 (追加取得80%→90%) (10)

▶ P社投資(S社株式)とS社資本の関連図



【開示例】非支配株主との取引(追加取得)

- ▶ 追加取得に伴う資本剰余金の著しい減少
- ▶ 例) ユニ・チャーム(ユニ・チャーム 2015; 2016)
  - ▶ 平成27年12月期第2四半期 資本剰余金 46,358百万円→6,882百万円
    - ▶ 注記(株主資本等関係)3. 株主資本の著しい変動
      - 連結子会社であるUnicharm Gulf Hygienic Industries Ltd.の株式を追加取得し、「企業結合に関する会計基準」等を早期適用した結果、第2四半期連結会計期間末の資本剰余金が39,429百万円減少
  - ▶ 平成27年12月期 資本剰余金46,358百万円→6,858百万円(通期で見てもほぼ同様に減少)
    - ▶ 連結株主資本等変動計算書によると、連結子会社株式の取得による持分の増減△39,426百万円等が主な原因

- ▶ ROEへの影響: 自己資本当期純利益率(ROE)が、2014年12月期から2015年12月期にかけて、8.2%から10.0%に上昇していることがわかる(ユニ・チャーム 2016, 表紙)
  - ▶ 単純に追加取得がなかったときと比べて、分母の自己資本の減少が0.4%程度、貢献しているのがわかる
    - $40,511 \div \{(419,652 + 387,195) \div 2\} \doteq 10.0\%$
    - 減少した資本剰余金を分母に足し戻す:  $40,511 \div \{(419,652 + 387,195 + 39,429) \div 2\} \doteq 9.6\%$ 
      - 分子の当期純利益が32,731百万円から40,511百万円に増加し、分母の自己資本が419,652百万円から387,195百万円に減少
      - なお、分母・分子ともに影響があるため、自己資本当期純利益の上昇は、自己資本の減少の影響だけとはいえない
  - ▶ 目標とする経営指標(平成27年12月期決算短信): 継続的な「売上高」「利益」の成長と「ROE」の向上により、グローバル競争に勝ち抜くことができる資本効率の高い経営体質の構築(ユニ・チャーム 2016, 7)

▶ 27

## 【現行基準の追加取得の問題点1】 差額の性質

- ▶ 追加取得持分と追加投資額の差額の性質
  - ▶ たとえば、次のようなものがありうる
  - ▶ ① 損益(追加取得の場合、**のれん**)(旧連結基準)
    - ▶ 親会社説と整合的といわれる
    - ▶ そもそも親会社説に基づくとなぜのれんなのか?
      - 売却損益として即時利益認識する一部売却との整合性はあるのか?
      - 当該差額を処理する他の方法は考えられないか?
  - ▶ ② **資本**(詳細な指定なし)(IFRS第10号)
    - ▶ 経済的単一体説と整合的といわれる(③も④も)
  - ▶ ③ **資本剰余金**(改正連結基準)
  - ▶ ④ **利益剰余金**(梅原 2006)
  - ▶ ⑤ その他の包括利益(**OCI**)(大雄 2015)等
- ▶ 非支配株主持分も株主資本と同様の扱いが行われている
- ▶ <sup>28</sup>が親会社利益を重視する考え方と矛盾しないのか?



## 【現行基準の追加取得の問題点2】株主資本の大きな減額が可能

- ▶ 現行基準のもとでは、議決権比率を100%未満に抑えて子会社の支配を獲得し、その後、追加取得を行えば、資本剰余金、ひいては**株主資本の大きな減額が可能**(山下 2017a)
  - ▶ たとえば、ROEが分母の株主資本が減るため上昇(改善)→容易に収益性指標を向上させることが可能な機会をもたらしている
    - ▶ ROE等の資本利益率を重視する経営者にとっては、完全子会社化を含む、支配獲得後の追加取得を行うインセンティブ、特に高い支払対価でもそれを行うインセンティブがあろう
  - ▶ 追加取得時の資本剰余金の減額処理によって、しばしば巨額となるのれんの償却・減損を一部回避することもできる
- ▶ 差額の**株主資本直入**が行われているともいえる
  - ▶ 当該差額を旧基準のようにのれんとするならば、**のれんの損益を通さない即時償却**が行われているといってもよい

▶ 29

- ▶ 経済的単一体説の資本と利益から**親会社所有者帰属資本利益率**を計算しようとする場合、親会社所有者に帰属する資本(持分)と親会社所有者に帰属する利益とするための**調整が必要**になる(田中 2012; 山下 2008)
  - ▶ 旧来開示されていた親会社所有者帰属の資本や利益の情報を失うことなく開示するために、多くの配慮が求められよう
  - ▶ 財務諸表利用者からすれば、ROE等の親会社所有者に帰属する資本利益率を計算する際には、当該差額を含めないなど、何らかの工夫が必要になるように思われる

▶ 30

## 設例2 のれんの会計方法と追加取得(9)

- ▶ 平成25年改正連結基準(購入のれん方式・資本取引)では、のれんが小さくなり、資本剰余金の変動(ここでは減少)が**大きくなる**ことがわかる
  - ▶ 平成20年連結基準や欧米連結基準と異なる結果

		1回で全取得	2回で全取得
平成20年連結基準	のれん(購入)	+50	+50
	資本剰余金	変化なし	変化なし
平成25年改正連結基準	のれん(購入)	+50	<b>+30</b>
	資本剰余金	変化なし	<b>-20</b>
欧米連結基準	のれん(全部)	+50	+50
	資本	変化なし	変化なし

川本(2013, 5)を一部修正

▶ 31

## 設例2 のれんの会計方法と追加取得(10)

- ▶ 全部のれん方式・資本取引でも、非支配株主との取引において資本の変動が生じないわけではない
  - ▶ ただし、資本の減額幅は小さくなる
- ▶ 例) 追加取得額が90である場合、かつ1回で全取得するときの取得価額が210の場合

		1回で全取得	2回で全取得
平成20年連結基準	のれん(買入)	+60	+60
	資本剰余金	変化なし	変化なし
平成25年改正連結基準	のれん(買入)	+60	<b>+30</b>
	資本剰余金	変化なし	<b>-30</b>
欧米連結基準	のれん(全部)	+60	<b>+50</b>
	資本	変化なし	<b>-10</b>

▶ 32

## 【現行基準の追加取得の問題点3】 購入のれん方式と資本取引との相性

- ▶ 購入のれん方式の採用が、資本剰余金の大きな減少をもたらさう
  - ▶ 全部のれん方式を採用すれば、問題が解決する？
    - ▶ 追加取得持分(非支配株主持分の減額分)と追加投資額との借方差額があれば、全部のれん方式においても、資本剰余金の減少は生じる
      - ▶ 全部のれん方式では、購入のれん方式よりも、追加取得持分(非支配株主持分の減額分)が非支配株主に係るのれんの分だけ大きくなるために、資本剰余金の減少は生じにくい、生じうる
      - ▶ たとえば、設例2において、追加投資額が、純資産のFVから推計される非支配株主持分の減額分(追加取得持分)よりも大きくなるときには、超過額が生じる
      - ▶ このように、追加取得の状況次第で、全部のれん方式においても資本剰余金の減少の問題が生じるため、単に全部のれん方式を採用すれば資本剰余金の減少が生じないというものではない
- ▶ 33

## 4 子会社株式の一部売却

- ▶ 子会社株式の**一部売却**(29項、注9)
  - ▶ 【平成25年改正会計基準】子会社株式を一部売却した場合(親会社と子会社の**支配関係が継続**している場合に限る)には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、**非支配株主持分を増額**する
  - ▶ 売却による親会社の持分の減少額(「**売却持分**」)と**売却価額**との間に生じた差額は、**資本剰余金**とする
    - ▶ (1) 売却持分及び増額する非支配株主持分については、親会社の持分のうち売却した株式に対応する部分として計算
    - ▶ (2) 子会社株式の一部売却において、関連する法人税等(子会社への投資に係る税効果の調整を含む)は、資本剰余金から控除

- ▶ **【平成20年連結会計基準】**子会社株式を一部売却した場合(親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る)には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、少数株主持分を増額する
- ▶ 売却による親会社の持分の減少額(「**売却持分**」)と**投資の減少額**との間に生じた**差額**は、**子会社株式の売却損益の修正**として処理する。また、売却に伴う**のれんの償却額**についても同様に処理する
  - ▶ 売却持分及び増額する少数株主持分については、**親会社の持分のうち売却した株式に対応する部分**として計算
  - ▶ 子会社株式の売却損益の修正として処理する**のれんの償却額**は、**のれんの未償却額のうち売却した株式に対応する部分**として計算

▶ 35

- ▶ 売却持分175 < 売却価額200
- ▶ **【平成25年改正会計基準】**連結修正仕訳

個別上の売却損益を全額消去

(借方) S社株式 175	(貸方) 非支配株主持分 160
株式売却益 25	資本剰余金 40

- ▶ **【平成20年連結会計基準】**連結修正仕訳

(借方) S社株式 175	(貸方) 少数株主持分 160
株式売却損益 34.5	のれん 49.5

個別上の売却損益の全額消去 + 連結上の損益

売却持分20%分ののれん(償却後)

▶ 36

▶ のれんの未償却額の取扱い

- ▶ 親会社と子会社の支配関係が継続している状況下で、子会社株式を一部売却した場合等におけるのれんの未償却額の取扱いについては、減額する方法及び減額しない方法のそれぞれに一定の論拠があると考えられるが、のれんを減額する場合における**実務上の負担**や、のれんを減額しないこととしている**国際的な会計基準**における取扱い等を総合的に勘案して、支配獲得時に計上したのれんの未償却額を減額しない
- ▶ なお、子会社株式の売却等により被投資会社が**子会社及び関連会社**に**該当しなくなった**場合には、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する**投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額**をもって評価

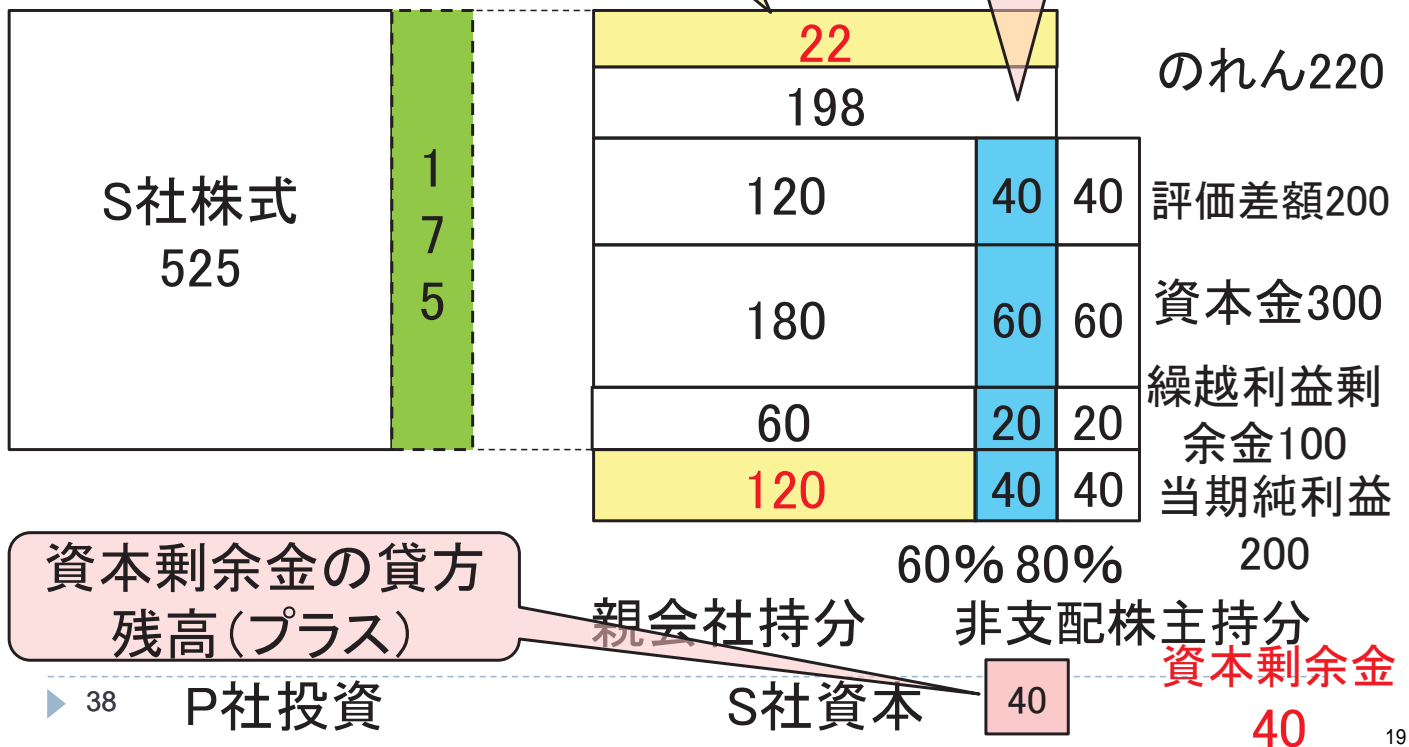
▶ 37 ▶ 改正前後で変更なし

のれん償却額(のれんの減少)

設例3 (一部売却80%→60%) (10)

一部売却分ののれんを控除せず

▶ P社投資(S社株式)とS社資本の関連図



▶ 38



設例3 (一部売却80%→60%) (14)  
 (参考) 改正以前の処理

一部売却分の  
のれんを控除

▶ P社投資(S社株式)とS社資本の関連図

S社株式 525	1 7 5	16.5	5.5	のれん220		
		148.5	49.5			
		120	40		40	評価差額200
		180	60		60	資本金300
		60	20		20	繰越利益剰余金100
		120	40		40	当期純利益
		60%	80%	200		
		親会社持分	少数株主持分			

▶ 39 P社投資 S社資本

【開示例】非支配株主との取引 (一部売却)

▶ 一部売却に伴う資本剰余金の著しい増加

▶ 例) コロワイド(コロワイド 2015; 2016a)

▶ 平成28年3月期第2四半期 資本剰余金5,739百万円  
 →19,588百万円

▶ 注記(株主資本等関係)3. 株主資本の著しい変動

□ 連結子会社である(株)アトムの普通株式を売出しの方法により一部売却等を行い、資本剰余金が13,849百万円増加

▶ ROEへの影響: 自己資本当期純利益率(ROE)が、2015年3月期から2016年3月期にかけて6.5%から1.2%に下落(コロワイド 2016a, 表紙)

▶ 一部売却がなかったとするとときと比べて、分母の自己資本の増加が0.3%程度、貢献している

□  $330 \div 28,631.5 \times 100 = 1.15 \dots$

□  $330 \div (28,631.5 - 13,849 \div 2) \times 100 = 330 \div 21,707 \times 100 = 1.52 \dots$

▶ 40 □ 分母の自己資本は2期の平均をとるため、影響が緩和される



- ▶ コロワイドの「目標とする経営指標(連結)」(コロワイド 2016a, 8)
  - 自己資本当期純利益率の数値目標を掲げていない
  - 自己資本比率等に着目
  - ▶ ①自己資本比率30%以上(ネット有利子負債に修正したベース)
    - 2015年3月期から2016年3月期にかけて12.3%から20.4%に上昇(コロワイド 2016b, 28)
      - 一部売却による資本剰余金の影響あり
  - ▶ ②売上高経常利益率6%以上
  - ▶ ③ネット有利子負債に対するEBITDA倍率3倍以内
- ▶ 結果的に、一部売却を活用した資本増強ができること
- ▶ 41 を示唆しているかもしれない

## 【現行基準の一部売却の問題点1】 差額の性質

- ▶ 売却持分と投資額の減少(売却価額)の差額の性質は資本剰余金なのか？
  - ▶ たとえば、次のようなものがありうる
  - ▶ ①損益(一部売却の場合は売却損益の修正)(旧連結基準)
    - ▶ 親会社説と整合的といわれる
  - ▶ ②資本(詳細な指定なし)(IFRS第10号)
    - ▶ 経済的単一体説と整合的といわれる(③も④も)
  - ▶ ③資本剰余金(改正連結基準)
  - ▶ ④利益剰余金(梅原 2006)
  - ▶ ⑤その他の包括利益(OCI)(大雄 2015)等

## 【現行基準の一部売却の問題点2】 のれんの未償却額の減額なし

### ▶ のれんの未償却額

- ▶ 追加取得と異なり、一部売却では、**のれんの未償却額**の取扱いも考慮する必要
- ▶ 日本基準のように、一部売却を資本取引とみなすことと購入のれん方式を採った場合、そのままでは、**親会社株主に帰属するのれんが過大計上**され、**親会社株主持分と非支配株主持分の区分に違反**
  - ▶ ただし、公開草案段階では、のれんの未償却額の減額が提案されていた(企業会計基準委員会 2013a, 29項)
- ▶ この点からも、従来の親会社説に基づく親会社株主に帰属する資本と利益は、新しい基準の経済的単一体説に基づく親会社株主に帰属する資本と利益と異なるものになっている

### ▶ <改善案> のれんの未償却額の取扱い

- ▶ **親会社株主に帰属する純利益(親会社株主の視点)**を重視するとき、**一部売却持分相当分ののれんは、親会社株主帰属分でなくなる**ため、何らかの処理が必要
  - ▶ 全部のれん方式の場合、親会社株主持分から非支配株主持分へと振替を行うだけでよい
  - ▶ 購入のれん方式の場合、親会社株主持分から非支配株主持分への振替ができない(非支配株主のれんを計上することは定義上難しい)ので、たとえば、OCIで手当とする
    - OCIから純利益へのリサイクリングは、たとえば、のれんが費用化(償却・減損)されるとき、支配喪失時などが考えられる

## 【現行基準の一部売却の問題点3】株主資本の大きな変動が可能

- ▶ 現行基準のもとでは、議決権比率を高い比率で子会社の支配を獲得し、その後、一部売却を行えば、資本剰余金、ひいては株主資本の大きな変動(高く売れば増額、安く売れば減額)が可能
  - ▶ 増額の場合、自己資本比率等の安全性指標を改善できる(資本増強が可能)
    - ▶ 利益剰余金よりも資本剰余金であることが意味を持つ場合もある
      - たとえば、分配可能額の計算におけるのれん等調整額に影響することがある
  - ▶ 減額の場合、たとえば、ROEが分母の株主資本が減るため上昇(改善)→容易に収益性指標を向上させることが可能な機会をもたらしている

▶ 45

## 【現行基準の追加取得・一部売却の共通の問題点】差額の支配喪失時の振替なし

- ▶ 差額の支配喪失時の振替なし
  - ▶ 差額は、親会社説では損益(のれんまたは売却損益の修正)に、経済的単一体説では資本(資本剰余金)に認識される
  - ▶ 同じ親会社株主に帰属する資本と利益に見えても、従来基準の親会社説に基づく親会社株主に帰属する資本と利益は、新基準の経済的単一体説に基づく親会社株主に帰属する資本と利益と異なるものになっている
  - ▶ その差額は、資本(資本剰余金)に含められる場合、支配を喪失した場合であっても損益に振り替えられない。その結果、追加取得や一部売却を経るか経らないかで、利益総額が異なることになる

▶ 46

- ▶ <改善案> **親会社株主に帰属する純利益(親会社株主の視点)**を重視するとき、即時に資本剰余金としない方法⇒その他の包括利益(OCI)
  - ▶ ただし、即時リサイクリングではなく、支配喪失時にリサイクリングしてはどうか
  - ▶ 経済的単一体説からみると、(OCIを通してのもの)純資産は歪まない
    - ▶ なお、その立場をとる場合、資本取引としなくてよいかには疑問が残る
  - ▶ 親会社説からみると、損益認識のタイミングは異なっているが、総額での損益は同じになる(資本と利益の混同が生じるのを回避する)

▶ 47

## 5 おわりに

- ▶ 非支配株主との取引の性質に焦点
    - ▶ 【現行基準】日本基準を含めた国際的な会計基準では、**非支配株主持分**は、義務でないため負債に該当せず、**資本(純資産)**に区分される。そのため、**非支配株主との取引**は、**資本取引**になる。
      - ▶ 特に差額の性質が問題
  - ▶ 非支配株主との取引と経済的単一体説
  - ▶ 子会社株式の追加取得の問題点
    - ▶ 差額の性質、資本剰余金の大きな減少の可能性、資本取引とすることと購入のれん方式との相性
  - ▶ 子会社株式の一部売却の問題点
    - ▶ 差額の性質、のれんの未償却額の取扱い、株主資本の大きな変動が可能
- ▶ 48 共通の問題点: 差額の支配喪失時の振替なし

## 参考文献

- ▶ Baxter, G. C. and J. C. Spinney. 1975. A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory Part I. *CA Magazine* 106 (1): 31-36.
- ▶ Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991. Discussion Memorandum. *Consolidation Policy and Procedures*. Norwalk, CT: FASB.
- ▶ Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.160. *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements – an Amendment of ARB No. 51*. Norwalk, CT: FASB.
- ▶ International Accounting Standards Board (IASB). 2008. International Accounting Standard (IAS) 27 (Revised 2008). *Consolidated and Separate Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- ▶ International Accounting Standards Board (IASB). 2011. International Financial Reporting Standard (IFRS) 10. *Consolidated Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- ▶ 上田晋一. 2014. 「子会社株式の一部売却の会計処理における論点—「連結財務諸表に関する会計基準」の改正を手がかりとして—」『成城大学経済研究』204: 77-95.
- ▶ 梅原秀継. 2006. 「連結会計における少数株主持分—パーチェス法との関連を中心として」『企業会計』58(9): 68-75.
- ▶ 梅原秀継. 2013. 「連結会計における資本と利益—公開草案第50号の特徴とその影響—」『企業会計』65(6): 29-36.
- ▶ 大雄智. 2015. 「新会計基準と資本の歪み」『会計』187(1): 27-39.

▶ 49

- ▶ 川本淳. 2011. 「エンティティと持分」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系 現代会計学[第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社. 165-195.
- ▶ 川本淳. 2013. 「積み木の連結会計基準」『企業会計』65(12): 4-5.
- ▶ 企業会計基準委員会. 2008. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- ▶ 企業会計基準委員会. 2013a. 企業会計基準公開草案第50号(企業会計基準第22号の改正案)「連結財務諸表に関する会計基準(案)」.
- ▶ 企業会計基準委員会. 2013b. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- ▶ 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- ▶ コロワイド. 2015. 「平成28年3月期第2四半期決算短信」.
- ▶ コロワイド. 2016a. 「平成28年3月期決算短信」.
- ▶ コロワイド. 2016b. 「2016年3月期の業績に関する説明資料—決算実績・次期見通し及び中期経営計画—」.
- ▶ 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究<増補改訂版>』中央経済社.
- ▶ 桜井久勝. 2008. 「連結会計基準の国際化をめぐる論点」『企業会計』60(1): 65-72.
- ▶ 高須教夫. 1998. 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」. 山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所. 1-70.
- ▶ 田中建二. 2012. 「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』683: 65-70.

▶ 50

- 
- ▶ 日本公認会計士協会. 2009. 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
  - ▶ 日本公認会計士協会. 2014. 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
  - ▶ 向伊知郎. 2008. 「連結基礎概念からみた企業結合会計の論点—のれんと少数株主持分の当初測定を中心に」『企業会計』60(6): 25-33.
  - ▶ 山地範明. 2013. 「連結基礎概念からみたわが国連結会計基準の矛盾」『会計・監査ジャーナル』697: 69-75.
  - ▶ 山地範明. 2014. 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系 現代会計学[第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社. 119-151.
  - ▶ 山下奨. 2008. 「親会社説に基づく支配持分利益の開示」『商学研究科紀要』66: 177-191.
  - ▶ 山下奨. 2017a. 「支配獲得後の追加取得の会計処理の課題」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』23: 165-179.
  - ▶ 山下奨. 2017b. 「資産負債アプローチによる経済的単一体説の代替可能性とその示唆—FASBとIASBの基準設定における連結基礎概念の不在をめぐって—」『會計』191(5): 54-66.
  - ▶ ユニ・チャーム. 2015. 「第56期第2四半期 四半期報告書」.
  - ▶ ユニ・チャーム. 2016. 「平成27年12月期決算短信」.